

事務連絡 第91号

平成18年2月3日

各都道府県臨床衛生検査技師会長 殿

社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
会 長 小 崎 繁 昭

### 綱紀粛正について

平素は会務ご苦勞さまです。

さて、当会では平成16年7月15日付で、「綱紀粛正並びに危険物の管理取扱いについて」を通知し、会員への周知を依頼したところであります。

しかしながら、残念なことに臨床衛生検査技師が関わる標記事例が発生しております。

つきましては、あらためて通知するとともに当会ホームページに掲載いたしますので、貴会会報・貴会ホームページ等で、会員への尚一層の周知徹底を図られるようお願いいたします。

以下に、当会ホームページへの掲載内容を添付いたしますので、ホームページの閲覧とともに確認されるよう重ねてお願いいたします。

## 綱紀肅正について

社団法人 日本臨床衛生検査技師会では、「良質で安全な医療の提供」に貢献するべく「倫理綱領」を定めております。そのため各年度において医療安全研修会を行い、研鑽を重ねております。

更に、当会では、個人情報保護法施行に伴い「個人情報関連ガイドライン」を策定し公表しているところであります。

また、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室より「医療安全対策に関する貴団体の取り組み状況について」の調査が通知（平成18年1月20日）され、今後公表されることとなっております。

これら観点より、「綱紀肅正」は、医療を業とする者の、その使命とともに欠くことの出来ない倫理観であります。

医療関係職種においては医師、看護師、薬剤師に関する医道審議会が設定されておりますが、臨床衛生検査技師には適用されておらず、自らの倫理観に委ねられているのが現状であります。

それゆえに、尚一層の綱紀肅正に努めなければなりません。

このところは自らに留まらず、検査業界すべてに拘わる認識をもって行動されるよう求めます。

\*\*\*\*\*

### 社団法人日本臨床衛生検査技師会

#### 倫理綱領

- 一、会員は、臨床検査の担い手として、国民の医療及び公衆衛生の向上に貢献する。
- 一、会員は、学術の研鑽に励み、高い専門性を維持することに努める。
- 一、会員は、適切な臨床検査情報の提供と管理に努め、人権の尊重に徹する。
- 一、会員は、医療人として、医療従事者相互の調和に努め、社会福祉に貢献する。
- 一、会員は、組織人として、会の発展と豊かな人間性の涵養に努め、国民の信望を高める。

\*\*\*\*\*

社団法人日本臨床衛生検査技師会倫理綱領  
に係る申し合わせ事項

社団法人 日本臨床衛生検査技師会

- 一. 社団法人日本臨床衛生検査技師会「定款」第4条に基づく事業を遂行するにあたり、役員並びに会員が遵守すべき事項を定め、これにより国民の技師会活動に対する疑惑や不信を抱く行為の防止と臨床検査技師の社会的信頼確保を目的とする。
- 一. 会員は「倫理綱領」を遵守するとともに、医療人として組織人として社会全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益の増進を図り広く社会に貢献しなければならないことを基本的な心構えとする。
- 一. 自らの行動が技師会並びに自らの信用に影響を与えることを認識し常に公私の別を明らかにし、技師会活動やその地位を私的な利益のために用いる行為を行わない。
- 一. 関連業者との間で、本来自らが行うべき責務を負担させること並びに対価を伴わずして、役務、物品等の貸与を受ける行為を行わない。その他、公正競争規約に抵触する行為を行わない。
- 一. 学会をはじめ各種研修時等に付随して行われる懇親会等も、国民の疑惑や不信を招くことのない様に十分考慮して慎重に対処する。

以上、社団法人日本臨床衛生検査技師会として、尚一層の綱紀粛正に努め、上記事項について慎重に対処することを、役員をはじめ会員に啓発し推進することを申し合わせる。